

近畿地方整備局兵庫国道事務所 阪神高速道路(株)	配布日時	平成22年 8月 5日 10時20分
資料配付		

件名	国道43号、3号神戸線から重量違反車両排除へ ～国土交通省及び阪神高速道路(株)から 兵庫県警察本部へ重量違反車両の情報を提供～
----	---

概要	■兵庫県内の国道43号及び阪神高速道路神戸線（以下、3号神戸線）を走行する重量制限違反車両は、道路に過度な負担をかけ、交通の危険を発生させるだけでなく、路面振動や排気ガス量が増加し、沿道環境に悪影響を及ぼしています。 ■国道43号及び3号神戸線を管理している近畿地方整備局兵庫国道事務所及び阪神高速道路(株)は、<u>兵庫県警に軸重データ等の情報提供を行い、兵庫県警と協力して違反車両に対する指導や取締を強化します。</u> ■今後も警察や関係機関との連携により、道路構造の保全と沿道の環境改善等に取り組んでいきます。
----	--

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 兵庫県政記者クラブ 神戸市政記者クラブ 神戸海運記者クラブ
------	---

問合せ先	（国道43号に関すること） 国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 副所長 寺山正樹 TEL 078-334-1600 （阪神高速3号神戸線に関すること） 阪神高速道路株式会社 経営企画部広報課 課長代理 西尾康弘 TEL 06-6252-3057
------	---

兵庫県内の国道43号及び3号神戸線を走行する重量制限違反車両は、道路に過度な負担をかけ、交通の危険を発生させるだけでなく、路面振動や排気ガス量が増加し、沿道環境に悪影響を及ぼしています。

現在の対策としては、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所では、国道43号において、自動計測装置（軸重計）及び車両計量所における関係機関との合同取締による違反車両に指導警告書を送付しています。また、阪神高速道路(株)では、3号神戸線において、入口料金所および本線料金所での取締による違反車両に指導警告書を送付しています。

これまで軸重（重量制限）違反車両に対して、道路管理者が指導警告書の送付により指導を行っていましたが、今回、兵庫県警に軸重データ等の情報提供を行い、兵庫県警の摘発等に協力して、違反車両の指導や取締を強化することで、重量制限違反車両の撲滅を目指します。これにより、道路の保全と沿道の環境改善等に効果があるものと期待しています。

【参考】

○ 自動計測装置および車両計量所

